

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱 (新旧対照表)

現行	改正案
<p>○ 京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月2日 制定 (略) 令和5年4月1日 改正</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第2条)</p> <p>第2章 認定の手続 (第3条～第15条)</p> <p>第3章 認定基準 (第16条)</p> <p>第4章 その他 (第17条～第21条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 認定の手続</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(みなし確認の申出)</p> <p>第10条 法第6条第2項 (法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出は、第6条の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準 (以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書 (指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。)の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて</p>	<p>○ 京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月2日 制定 (略) 令和5年4月1日 改正 <u>令和6年4月1日 改正</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第2条)</p> <p>第2章 認定の手続 (第3条～第15条)</p> <p>第3章 認定基準 (第16条)</p> <p>第4章 その他 (第17条～第21条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 認定の手続</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(みなし確認の申出)</p> <p>第10条 法第6条第2項 (法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出は、第6条の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準 (以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書 (指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。)の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて</p>

行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

(計画の通知)

第11条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、長期優良住宅建築等計画通知書(第3号様式)に長期優良住宅建築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下げ届(第4号様式)の正本及び副本各1部を市長に提出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第5号様式)の正本及び副本各1部に、認定通知書(計画変更認定通知書を受けたもの)にあつては、変更認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

第14条～第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 (略)

附 則

(略)

行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

(計画の通知)

第11条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、長期優良住宅建築等計画通知書(第3号様式)に長期優良住宅建築等計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下げ届(第4号様式)の1部を市長に提出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第5号様式)の1部に、認定通知書(計画変更認定通知書を受けたもの)にあつては、変更認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

第14条～第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 (略)

附 則

(略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書

	(ア)	(イ)
(1) ～ (6) (略)		
(7)	(略)	(略)
	同条第4号に該当する場合	景観法第63条第2項の認定書の写し
	(略)	(略)
(8) 及 び(9) (略)		

別表第2（略）

第1号様式、第2号様式（略）

別表第1（第7条関係）

規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書

	(ア)	(イ)
(1) ～ (6) (略)		
(7)	(略)	(略)
	同条第4号に該当する場合	景観法第63条第2項の認定証の写し
	(略)	(略)
(8) 及 び(9) (略)		

別表第2（略）

第1号様式、第2号様式（略）

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

建築主事 様

京都市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を通知します。

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号

第 一 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る住宅の位置

5 長期優良住宅建築等計画

別添のとおり

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

建築主事又は建築副主事 様

京都市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を通知します。

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号

第 一 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る住宅の位置

5 長期優良住宅建築等計画

別添のとおり

第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、  
第10号様式及び第11号様式 (略)

第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、  
第10号様式及び第11号様式 (略)